

福岡県公報

令和 4 年 12 月 9 日
第 356 号

目 次

告 示 (第1028号 - 第1039号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公 告		
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	6
○落札者等の公示	(企 画 課)	6

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○一般競争入札の実施	(企 画 課)	9
○共同施行による土地改良事業計画の変更の認可	(農村森林整備課)	16
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	16

告 示

福岡県告示第1028号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂 県 道		筑紫野古賀線	前	筑紫野市二日市中央五丁目690番1先から 筑紫野市二日市中央五丁目928番1先まで	7.6 ～ 10.1	77.0
			後	筑紫野市二日市中央五丁目690番1先から 筑紫野市二日市中央五丁目928番1先まで	8.9 ～ 16.5	77.0

福岡県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	勝浦線 宗像線	宗像市田熊五丁目1203番201先から 宗像市田熊五丁目1203番7先まで

福岡県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方 芦屋線	前	直方市大字植木4105番先から 直方市大字植木4142番1先まで	7.9 ～ 8.3	232.2
			後	直方市大字植木4105番先から 直方市大字植木4142番1先まで	8.1 ～ 11.5	232.2

福岡県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を

制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝倉	県道	甘木 田主丸線	朝倉市鶴木344番9先から 朝倉市片延9番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年12月23日

福岡県告示第1032号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

田川郡添田町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1033号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

嘉麻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1034号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字眞竹330、332、335、341、342、343の1、344、326の2・328の1・345の1・346の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字眞竹326の2、328の1、345の1、346の3、330・332・335・341・342・343の1・344（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1035号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字カマホリ7419の2、7419の96から7419の98まで、7419の136、字マタカリ松7499の1から7499の8まで、7500の4、7500の5、字ケシ子ガメ7508の2、字盗人馬場7510の1、7510の2、7510の4、7510の6

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1036号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字道原字畑より山ノ寺迄978の28

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1037号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字ムカイノ287

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ムカイノ287（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県 道	水 田 川 線	前	三潞郡大木町大字大藪1040番3先から 三潞郡大木町大字三八松423番1先まで	6.8 ～ 19.6	270.6
			後	三潞郡大木町大字大藪1040番3先から 三潞郡大木町大字三八松423番1先まで	10.4 ～ 24.7	270.6

福岡県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	江 島 線 筑 後	筑後市大字若菜1627番1先から 筑後市大字若菜1051番1先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年11月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグコスモス古賀中央店

(2) 所在地 古賀市駅東一丁目615番4の一部外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10:00	午後10:00	午前9:00	午後10:00

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前 9 : 30 ~ 午後 10 : 30	午前 8 : 30 ~ 午後 10 : 30

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市堤字大坪963番1、963番8から963番11、965番1及び965番4から965番24
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区古門戸町5番1号
株式会社C & C
代表取締役 行武 忠孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大字福丸字深町737番1、737番4、737番5、738番1、738番3、739番1、739番3、740番1、740番3、742番、743番3、743番7及び744番1並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
行橋市大字福丸770番地1
ウイルテック株式会社
代表取締役 山口 亘

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（令和4年11月14日福岡市告示第304号）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務契約 61
か月
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県県土整備部企画課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 11 月 16 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

28,699,330円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 4 年 10 月 7 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町高田字下田2305番3、2305番5から2305番25まで、2415番8の一部及び2427番9の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県鳥栖市立石町字一本杉2066番地の2

株式会社 G - s t a g e

代表取締役 栗山 清規

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
松村 正二	久留米市宮ノ陣町大杜1244番地 1
荒巻 寿敏	小郡市平方64番地

公告

筑後川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
永田 正敏	久留米市三潞町玉満2184番地

2 就任理事

氏 名	住 所
大津 國雄	久留米市三潞町玉満1901番地

公告

久保白ダム土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
大屋 隆博	飯塚市庄司1318番地 1
深町 義則	飯塚市高田1031番地 1
才田 茂	嘉穂郡桂川町大字中屋487番地 1
佐伯 信幸	飯塚市津島107番地 4
大村 正幸	飯塚市潤野330番地 1

三村 保始	飯塚市横田126番地
村瀬 桂石	飯塚市建花寺575番地
村瀬 保	飯塚市相田1272番地
清水 政治	飯塚市秋松670番地 1
田中 照春	飯塚市太郎丸1050番地 2
水間 英久	飯塚市津原703番地 3
安武 良和	飯塚市弁分472番地 1
諸藤 幸充	飯塚市菰田西二丁目 7 番39号
城戸 信比古	飯塚市楽市172番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
宮崎 重治	飯塚市秋松265番地
須藤 三男	飯塚市明星寺745番地
瀬戸 正人	嘉穂郡桂川町大字中屋61番地 3
大庭 良幸	飯塚市南尾286番地12
山本 博	嘉麻市千手2214番地

3 就任理事

氏 名	住 所
深町 義則	飯塚市高田1031番地 1
佐伯 信幸	飯塚市津原107番地 4
才田 茂	嘉穂郡桂川町大字中屋487番地 1
田中 功	飯塚市椿67番地 1
須堯 親	飯塚市伊川777番地 1
永嶋 克己	飯塚市明星寺1543番地

伏原 和也	飯塚市庄司679番地 4
三村 保始	飯塚市横田126番地
村瀬 司	飯塚市建花寺316番地
青柳 保	飯塚市小正796番地 1
林田 豊一	飯塚市棕本338番地
星野 弘明	飯塚市太郎丸713番地
兼丸 義経	飯塚市枝国276番地 8
志水 孝	飯塚市相田 3 番地136

4 就任監事

氏 名	住 所
吉竹 幸雄	飯塚市柳橋524番地 1
水間 惣吾	飯塚市津原980番地
瀬戸 正人	嘉穂郡桂川町大字中屋61番地 3
植木 功	飯塚市立岩1077番地145 123号
小金丸 卓哉	福岡市東区和白東一丁目34番19号

公告

柳川みやま土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任理事

氏 名	住 所
山田 政美	柳川市大浜町1108番地1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市東隈一丁目231番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市大城三丁目5番20号 Luminaire II 101号
三明 正樹、三明 奈々

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市高田五丁目71番3から71番6まで、72番1及び72番3から72番17まで並びに高田1018番1の一部及び1018番4から1018番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長崎県佐世保市松浦町4番17号
永代ハウス株式会社
代表取締役 濱田 龍太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町吉木東一丁目673番1から673番41まで及び2889番2から2889番9まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区大手町7番38号
株式会社マーブルホーム
代表取締役 古川 博基

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名
国道322号嘉麻バイパス大隈トンネル工事
- 2 工事場所
嘉麻市牛隈～大隈町
- 3 工事の発注方式
(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
(2) 本工事は、最低制限価格を適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。
なお、詳細は「福岡県県土整備部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。
(4) 本工事は開札以降の手続きは、本工事に係る令和5年度予算が成立し、予算事務手続きが整った場合についてのみ行う。
(5) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(6) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(7) 本工事の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

4 工事概要

トンネル工（NATM） N = 1式

工事長 L = 633m

トンネル延長 L = 613m

幅員 W = 10.25m

標準内空断面 A = 60.9㎡

5 使用する主要な資機材

コンクリート 約8,200㎡

鋼製支保工 約360 t

ロックボルト 約8,600本

6 工期

令和5年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和7年6月30日（月曜日）まで

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県県土整備部企画課技術調査室契約班（県庁行政棟6階北棟）

電話番号 092-643-3521

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

土木一式工事について、福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

(1) 構成員を3者とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、全ての構成員が9を満たすこと。

(2) 共同企業体の全ての構成員に対する参加条件

令和4年12月23日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても次の条件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込みの受付期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。

オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- キ 各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。
- ク 構成員の出資比率が20%以上であること。
- (3) 共同企業体の代表構成員に対する参加条件
- 令和4年12月23日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までを審査基準日とする、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）における土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,200点以上であること。
- イ 平成19年度以降に、元請として完成した次の(ア)から(ウ)までの要件を同一工事で満たすN A T M工法による道路トンネル工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、代表構成員としての場合のものに限る。）を有すること。
- (ア) トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が55㎡以上であること（非常駐車帯部を除く。）。
- (イ) トンネル施工延長が500m以上であること。
- (ウ) 最小土被りが20m以内であること（坑口部を除く。）。
- ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、令和5年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。
- なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ア) 平成19年度以降に、元請として完成したN A T M工法による道路トンネル工事に技術者（監理技術者又は主任技術者）として従事した経験を有する者
- (イ) 次のいずれかの資格等を有する者
- a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部

門（選択科目を「建設」に係るもの、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」若しくは「水産－水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者

c 国土交通大臣から a と同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

エ 出資比率が構成員中最大であること。

(4) 共同企業体の他の構成員 A に対する参加条件

令和4年12月23日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,100点以上であること。

イ 平成19年度以降に、元請として完成したN A T M工法による道路トンネル工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、令和5年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成19年度以降に、元請として完成した道路改良工事に技術者（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有する者

(イ) 次のいずれかの資格等を有する者

a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の資格を有する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」に係るもの、「農業－農業農村工学」、「森林－森

林土木」若しくは「水産－水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者

c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(5) 共同企業体の他の構成員Bに対する参加条件

令和4年12月23日(金曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が940点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても940点以上であること。

イ 平成19年度以降に、元請として完成した道路改良工事の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、令和5年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成19年度以降に、元請として完成した工事に技術者(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)として従事した経験を有する者

(イ) 次のいずれかの資格等を有する者

a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の資格を有する者

b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」に係るもの、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」若しくは「水産－水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者

c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(注) 上記(3)ウ(ア)、(4)ウ(ア)及び(5)ウ(ア)の技術者の従事経験は、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工事にあつては6か月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準(福岡県ホームページ掲載の「別表1: 評価項目及び配点」)に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

評価は、入札参加条件を満たす入札参加者(共同企業体のことをいう。)に標準点(100点)を与え、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により行う。

(算出式)

技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点(0～30点)

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

なお、落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

(4) 技術提案のヒアリング

技術提案に関する内容確認等のため、必要に応じてヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

令和4年12月9日(金曜日)から令和5年2月6日(月曜日)までの毎日(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く。))、午前9時00分から午後4時30分まで。

(2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

13 契約条項を示す場所

8に同じ。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札方式による場合

令和 4 年 12 月 12 日（月曜日）から令和 4 年 12 月 23 日（金曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着。）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の場所に、令和 4 年 12 月 12 日（月曜日）から令和 4 年 12 月 23 日（金曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着。）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札方式による場合

令和 5 年 3 月 14 日（火曜日）午前 8 時 30 分から令和 5 年 4 月 4 日（火曜日）午前 9 時 00 分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和 5 年 3 月 14 日（火曜日）午前 8 時 30 分から令和 5 年 4 月 4 日（火曜日）午前 9 時 00 分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和 5 年 3 月 14 日（火曜日）午前 8 時 30 分から令和 5 年 4 月 3 日（月曜日）午後 4 時 30 分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ。

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着。）。

ウ 入札執行回数は、1 回とする。

エ その他、福岡県県土整備部競争入札心得書及び福岡県電子入札運用基準（公共事業）の規定による。

16 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出

入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に 8 の場所に持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札書提出時に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に 8 の場所に持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

8に同じ。

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を 8 の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合。なお

、保険期間は、開札日から14日間とする。

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。なお、同規模とは、最終契約金額が2,000万円以上である契約をいう。

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書又は福岡県県土整備部競争入札心得書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札（他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、必要事項を確認できない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受け

た者で、その後契約の効力が発生するまでの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 技術提案において、不採用の通知を受けた事項について、標準案により施工する旨の意思表示がない入札

セ 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和5年4月4日（火曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和5年4月5日（水曜日）午後4時30分までに8の場所に持参しなければならない。なお、

調査書類の作成に当たっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。
なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合
令和 5 年 4 月 4 日 (火曜日)

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合
令和 5 年 4 月下旬 (予定)

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から 8 の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9 の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、土木一式工事について、令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで有効な「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は、入札参加申込みの受付期限日まで随時受け付ける。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内 (県庁行政棟 7 階北棟)

イ 申請書の価格

510 円 (消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係 (県庁行政棟 7 階北棟)

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書 (以下「契約書」という。) 第 4 条第 2 項及び第 5 項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。

(2) 契約書第 35 条第 1 項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。また、契約書第 35 条第 5 項及び第 6 項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第 55 条第 2 項に規定する違約金の額は、請負代金額の 10 分の 3 とすること。

(4) 契約書第 10 条第 1 項第 2 号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、代表構成員は 10(3)ウに規定する入札参加条件を満たす技術者 1 名を専任で配置すること。

(5) 現場代理人及び技術者は、他工事との兼務を認めないものとする。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (4) 調達手続の停止等
政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条項第 1 項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書及び労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出することとし、これらの誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject of contract
National Route 322 Kama Bypass Okuma Tunnel Construction Project.
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :
4 : 30 P.M. on 23 December 2022.
- (3) Deadline for the submission of bids Via electronic bidding system :
9 : 00 A.M. on 4 April 2023.
(Must be received by 9 : 00 A. M. on 4 April 2023 if submitted in person, or by 4 : 30 P. M. on 3 April 2023 by post)

(4) Contact

Technical Survey and Inspection Division
Projects Planning Division
Department of Prefectural Land Development
Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3521

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条の 2 第 3 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように同法第 95 条第 1 項に定める者が共同して行う土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第 95 条の 2 第 3 項において準用する同法第 48 条第 11 項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
飯田北部土地改良事業共同施行	令和 4 年 11 月 30 日

公告

解散した清算法人 黒土北部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法 18 条第 18 項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
桑本 重徳	豊前市大字岸井333番地
高尾 裕次郎	豊前市大字岸井358番地 1
水野 憲一	豊前市大字久路土956番地
稲葉 正市	豊前市大字久路土1289番地 1
祐徳 勝行	豊前市大字久路土1271番地 1
末延 洋文	豊前市大字久路土861番地